

鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特例子会社設立等助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特例子会社 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。
- (2) 企業内障がい者多数雇用施設 障がい者を多数雇い入れるために設置・整備した施設・設備等をいう。
- (3) 障がい者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。

(交付目的)

第3条 本助成金は、県内において特例子会社を設立し、又は企業内障がい者多数雇用施設を設置し、障がい者を新たに雇い入れる事業者（以下「事業者」という。）に対し、その雇入れのために必要な施設・設備等の設置・整備に要する費用を助成することにより、障がい者の新規正規雇用の創出を促進することを目的とする。

(助成金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するために、第6条の規定に基づき本助成事業の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、次の各号の全てを満たした場合に、予算の範囲内で本助成金を交付する。

- (1) 障がい者の雇入れに必要な施設・設備等の設置・整備（新設、改良、改修等）に要した費用から消費税及び地方消費税を除いた額が15百万円以上であること。
- (2) 新たに障がい者の正規雇用（期間の定めのない契約に基づく雇用とし、週労働時間が20時間以上であるものをいう。以下同じ。）を5人以上行うこと。
- (3) 新たに雇用する障がい者の人数のうち、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上であること。
- (4) 特例子会社の設立の場合においては、同社の全従業員に占める障がい者の雇用割合が、20%以上であること。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、本助成事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(助成金の交付額等)

第5条 本助成金の交付額は、特例子会社の設立と企業内障がい者多数雇用施設の設置の別に、別表に定める企業の規模、施設・設備等の設置・整備に要した費用、新規正規雇用障がい者数の区分に応じて、同表に掲げる助成金交付額とし、同表に定める助成金支給時期及び額に従い交付する。

2 交付額は、次条に基づく認定上の助成額（以下「助成認定額」という。）を上限とし、設置・整備に要した費用又は新規正規雇用障がい者数の実績が助成認定額の基礎となった別表の区分の基準を下回った場合は、当該実績に基づく区分に応じた助成金交付額を適用する。

(助成事業の認定)

第6条 本助成金の交付を受けようとする事業者は、申請に係る施設・設備等の設置・整備に着手する概ね6か月前までに様式第1号により知事に申請し、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。

2 知事は前項の申請を受けた日から原則として30日以内に認定の可否の決定を行うものとする。

3 知事は、第1項の認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

(認定の要件)

第7条 前条の認定は、同条の申請に係る事業計画及び収支予算の内容が第4条に定める要件をすべて満たし、かつ申請事業者が次の各号のいずれの要件にも該当することを要件とする。

- (1) 県内で特例子会社を設立し、又は企業内障がい者多数雇用施設を設置しようとする者で、第4条に定める要件を満たすことができると認められる者であること。なお、特例子会社の親会社及び企業内障がい者多数雇用施設の本社の所在地については、県内外を問わない。
- (2) 第4条で定める要件は、原則として、第6条第3項の認定の通知が届いた日から6か月以内に満たすことができること。
- (3) 雇用保険の適用事業者であること。
- (4) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿類を備え、県から提出を求められた際には速やかに提出することができること。
- (5) 事業者において、第6条に係る知事への申請を行う日から起算して2年前までの間、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）がないこと。
- (6) 本助成金の対象となる施設・設備等の設置・整備に関して国・県の補助金等を活用している事業者でないこと。

(対象となる施設・設備等)

第8条 本助成金の対象となる施設・設備等は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。なお、認定事業者と資本・資金・人事・取引等の面で密接な関係にある者が保有している施設・設備を購入するなど、新規投資を伴わないものは本助成金の対象としない。

- (1) 障がい者が作業を行う施設・設備等であること。ただし、必要に応じて、次に掲げる施設・設備・備品を併設することができる。
 - ア 障がい者の作業を管理するための施設
 - イ 障がい者の住宅、保健、給食等の用に供する施設
 - ウ その他、障がい者を雇用するために必要な設備又は備品
- (2) 認定事業者自らが所有するものであること。
- (3) 施設・設備は1契約当たり10万円以上、備品は1個当たりの購入価格が5万円以上のものであること。

(障がい者雇用の要件)

第9条 本助成金の対象となる障がい者の雇入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 雇用保険一般被保険者として新たに雇入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービスの利用者は、本助成金の雇用人数として算定しない。
- (2) 雇用した日の前日から1年以内に、認定事業者と資本・資金・人事・取引等の面で密接な関係にある事業者には雇用されていた者でないこと。ただし、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の施設外就労者を正規雇用として雇用する場合は、この限りでない。
- (3) 厚生労働省が所管する「トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）」の支給対象者にあつては、雇用した日から12か月以内に、正規雇用に移行する予定である場合は、雇用した日から正規雇用した者に含めることができる。
- (4) 雇用した日から2年6か月の間、当該雇用対象者を事業主の都合により解雇していないこと。ただし、当該雇用対象者の責めに帰すべき理由により解雇した場合を除く。

(事業認定の辞退)

第10条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

- (1) 助成事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 第7条に掲げる認定の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、第6条の認定を取り消し、その旨を様式第4号により通知するものとする。

(認定事業の変更等)

- 第11条 認定事業者は、助成事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、様式第5号により知事に申請して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (1) 特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設の設立・設置場所の変更
 - (2) 障がい者の雇入れに必要な施設・設備等を設置・整備する費用の変更（ただし、別表の助成区分の変更を伴う場合に限る。）
 - (3) 新たに正規雇用する障がい者数の変更（ただし、別表の助成区分の変更を伴う場合に限る。）
 - (4) 本助成事業が予定の期間内に開始することができないと見込まれるとき。
- 2 第6条第2項の規定は変更等の承認について準用する。
- 3 知事は、変更等の承認をしたときは、その旨を様式第6号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

- 第12条 本助成金の交付申請は、第4条に定める助成金の交付要件を満たした日（以下「事業開始日」という。）から起算して6か月経過後の30日以内に、また、事業開始日から起算して1年6か月経過後、2年6か月経過後の30日以内にそれぞれ行わなければならない。
- 2 規則第5条に規定する申請書に添付すべき第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 障がい者の雇用に係る勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかな雇入れ通知書又は雇用契約書の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - (3) 雇用者の勤務実績及び賃金の支払い状況がわかる書類の写し
 - (4) 交付額の区分が別表の（1）特例子会社の設立に属するものである場合、子会社特例認定通知書の写し（認定申請中である場合は、子会社特例認定申請書の写し）、親会社の概況がわかるもの（所在地、従業員数、障がい者雇用数、障がい者雇用率、主たる業種、年間売上高（直近の貸借対照表、損益計算書）等）
 - (5) 認定事業者の概要資料
認定事業者の登記事項全部証明書（写）、定款（写）、納税証明書、就業規則（写）、賃金規定（写）、退職金規定（写）
 - (6) 第6条に規定する認定通知書の写し
 - (7) その他、知事が必要と認める資料
- 4 第1項の規定に基づき、事業開始日から起算して1年6か月経過後、2年6か月経過後の30日以内に提出する交付申請書の添付書類は、前項第3号を除き省略することができる。（ただし、内容に変更があったものは除く。）
- 5 知事は必要に応じて、事業実績報告書に関する説明資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、認定事業者は、正当な理由がない限り、現地調査を拒否することはできない。

(交付決定の時期等)

- 第13条 本助成金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行う。
- 2 本助成金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 3 本助成金の交付決定通知は、様式第8号によるものとする。
- 4 認定事業者は、第2項の交付決定通知を受けた場合は速やかに様式第9号により本助成金を請求するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第17条第1項の規定による報告は、第12条第1項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

（事故の報告）

第15条 認定事業者は、本助成事業の遂行に重大な支障を及ぼす事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の原因及び状況並びにこれに対する措置を記載した様式第10号の事故報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない。

（財産の管理）

第16条 認定事業者は、本助成事業により取得し、又は効用が増加した施設、設備、備品等（以下「取得財産等」という。）について、本助成事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 認定事業者は、助成事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（財産の処分制限）

第17条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第13条第2項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（助成金の返還）

第18条 次の要件のいずれかに該当するときは、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第22条の規定により助成金等の返還を命ぜられたときは、当該助成金を返還しなければならない。

（1）本助成金の収受及び使用について、規則及び本要綱の規定に従わないとき。

（2）第9条第4号の規定に違反し、別表に定める助成金額に過剰が生じていると認められるとき。

（企業状況報告）

第19条 認定事業者は、本助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間、翌年度の4月20日までに本事業の実施状況について、様式第11号により企業状況を知事に報告しなければならない。

（雑則）

第20条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。